

目次

○ 小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）（抄）（附則第三条関係）	1
○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）（附則第四条関係）	2
○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）（抄）（附則第五条関係）	4
○ 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）（附則第六条関係）	10
○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）（附則第七条関係）	11
○ 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）（抄）（附則第八条関係）	12
○ 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）（抄）（附則第九条関係）	13
○ 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）（抄）（附則第十条関係）	14
○ 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十七号）（抄）（附則第十一条関係）	15
○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第七十五条における東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正（平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日施行）（附則第十二条関係）	16
○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第七十五条における東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正（平成二十四年四月一日施行）（附則第十二条関係）	23
○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）（抄）（附則第十五条関係）	26

改 正 案	現 行
<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下、「機構法」という。）第十五条第二項第八号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第八号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行った場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（共済金等からの控除等）</p> <p>第十六条の二 機構が共済契約者、その遺族又は共済契約者であつた者に共済金等を支給すべき場合において、前条の規定により返還を受けるべき共済金等、納付を受けるべき掛金（割増金を含む。）又は独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号。以下、「機構法」という。）第十五条第二項第七号の規定による共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受けるべきものがあるときは、機構は、当該共済金等からこれらを控除することができる。</p> <p>第十六条の三 機構が機構法第十五条第二項第七号の規定による共済契約者又は共済契約者であつた者に対する貸付けを行った場合において、その貸付けに係る貸付金の弁済期後経済産業省令で定める期間を経過した後なお弁済を受けるべき貸付金又は利子があるときは、機構は、その共済契約者又は共済契約者であつた者の納付に係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月数の最も少ないものから順次当該掛金区分に係る納付された掛金を取り崩し、その貸付金又は利子の弁済に充てることができる。</p> <p>2 (略)</p>

改正案

現行

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

別表第三 非課税文書の表（第五条関係）

文書名	(略)	作成者	(略)
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）第十二号、第十四号並びに第十五号に掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務（同項第			

文書名	(略)	作成者	(略)
独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第五号ロ及びハ、第六号、第八号（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十八条第一項の規定による特定の地域における施設の整備、出資等の業務に限る。）第九号（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第三十一条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等の業務に限る。）並びに第十二号から第十四号までに掲げる業務並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項（業務の範囲）に掲げる業務並びに同法附			

<p>(略)</p>	<p>七号に掲げる業務を除く。)並びに同法附則第五条(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号ロ及びハに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>則第五条(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)の業務(同条第一項第五号ロに掲げる業務を除く。)、同法附則第六条(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)の業務、同法附則第八条(旧繊維法に係る業務の特例)の業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)及び第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)の業務に関する文書</p>
<p>(略)</p>	

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 東日本大震災に対するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第三百三十条第一項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。</p> <p>十四～十七 （略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三百三十条第二項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。</p> <p>八 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項第八号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わなければならない。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十三～十六 （略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>七 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第二項第七号に掲げる業務は、第十八条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行わ</p>

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項に規定するものに限る。）並びに第一項第十一号及び第十三号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（業務の委託）

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一～七 （略）

八 第十五条第二項第八号に掲げる業務

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十四号及び第十五号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第十六号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 （略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設

なければならない。

5 機構は、第一項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第一項に規定するものに限る。）、第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一項に規定するものに限る。）及び第一項第十一号に掲げる業務については、地方公共団体の要請に基づき行うものとする。ただし、賃貸その他の管理及び譲渡の業務については、この限りでない。

（業務の委託）

第十七条 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次に掲げる業務の一部を委託することができる。

一～七 （略）

八 第十五条第二項第七号に掲げる業務

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて定める基準に従って、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第五号及び第七号に掲げる業務並びに第十五条第一項第十三号及び第十四号に掲げる業務（以下この項において「共済事業」という。）に関連する同条第一項第十五号に掲げる業務並びに共済事業及び共済事業に関連する同号に掲げる業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

3・4 （略）

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設

けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）

、同項第十号に掲げる業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。）、同項第十一号から第十三号までに掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第八号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十五号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十六

けて整理しなければならない。

一 第十五条第一項第一号から第六号までに掲げる業務、同項第八号及び第九号に掲げる業務（それぞれ次号及び第三号に掲げるものを除く。）

、同項第十号に掲げる業務（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条に規定する出資の業務に限る。）、同項第十一号及び第十二号に掲げる業務並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる業務

二 第十五条第一項第七号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務（中心市街地活性化法第三十八条第二項及び第四十二条に規定するものに限る。）、第十五条第一項第九号に掲げる業務（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五条に規定するものに限る。）及び同項第十号に掲げる業務（前号に掲げるものを除く。）並びにこれらに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもって行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる業務

四 第十五条第一項第十三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第七号に掲げる業務

五 第十五条第一項第十四号に掲げる業務及びこれに関連する同項第十五

号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二條 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十五号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2～6 (略)

附則

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)

第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一～四 (略)

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ・ロ (略)

ハ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

第三百三十一条第一項の業務

号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

2 (略)

(長期借入金及び中小企業基盤整備債券)

第二十二條 機構は、第十五条第一項第四号に掲げる業務、同項第八号に掲げる業務(中心市街地活性化法第三十八条第一項第二号に掲げるものに限る。)、第十五条第一項第九号に掲げる業務(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十一条第一号に掲げるものに限る。)並びに第十五条第一項第十一号及び第十四号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2～6 (略)

附則

(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)

第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一～四 (略)

五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。

イ・ロ (略)

(新設)

六 (略)

2～6 (略)

(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)

第八条の四 (略)

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条まで並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第十五条第一項の業務及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三百三十二条の業務を行う。

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	第十三号までに掲げる業務	第十三号までに掲げる業務並びに附則第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げ

六 (略)

2～6 (略)

(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)

第八条の四 (略)

2 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項、附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条まで並びに前項の業務のほか、地域産業集積形成法附則第十五条第一項の業務を行う。

(業務の特例に係る予算等の特例)

第十四条 附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から第八条の五までの規定により機構が業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十八条第一項第一号	第十二号に掲げる業務	第十二号に掲げる業務並びに附則第八条の四の業務(それぞれ第三号に掲げるも

(略)	第二十二條第一項	(略)	(略)	
(略)	第十五号に掲げる業務	(略)	(略)	
(略)	第十五号に掲げる業務並びに附則第五條第一項、第六條第一項から第三項まで、第八條及び第八條の二の業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。）	(略)	(略)	るものを除く。）

(略)	第二十二條第一項	(略)	(略)	
(略)	第十四号に掲げる業務	(略)	(略)	
(略)	第十四号に掲げる業務並びに附則第五條第一項、第六條第一項から第三項まで、第八條及び第八條の二の業務並びに附則第八條の四第一項の業務（旧特定産業集積活性化法第十一條第一項に規定するものに限る。）	(略)	(略)	のを除く。）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条又は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第</p> <p>号）第三百三十八条の規定による貸付けを行うこと</p> <p>二〇四 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条</p> <p>1 （略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条の規定による貸付けを行うこと</p> <p>二〇四 （略）</p>

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（附則第七条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方） 第六条（略）</p> <p>2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方） 第六条（略）</p> <p>2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（この法律の廃止その他の必要な措置）</p> <p>第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその処分を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（この法律の廃止その他の必要な措置）</p> <p>第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する株式会社商工組合中央金庫の株式（以下「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその処分を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 （略）</p>

改正案	現行
<p>附則 （政府保有株式の処分）</p> <p>第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式（次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>附則 （政府保有株式の処分）</p> <p>第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式（次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

○中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十四号）（抄）（附則第十条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 (検討等)</p> <p>第三条 政府は、平成二十六年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第三百三十三条において読み替えて適用する場合を含む。）に基づく株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附則 (検討等)</p> <p>第三条 政府は、平成二十三年度末を目途として、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法附則第一条の二第二項の規定に基づく株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）に対する出資の状況、商工組合中央金庫による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工組合中央金庫による危機対応業務の在り方、政府の保有する商工組合中央金庫の株式の処分の在り方及び商工組合中央金庫に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

改正案	現行
<p>附則 （検討等）</p> <p>第二条 政府は、平成二十六年<u>度末</u>を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第 号）第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に対する出資の状況、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>附則 （検討等）</p> <p>第二条 政府は、平成二十三年<u>度末</u>を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第七十五条における東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正（平成二十四年四月一日施行）（附則第十二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助） 第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。</p> <p>一 （略） 二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略） 3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県に</p>	<p>（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助） 第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。</p> <p>一 （略） 二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略） 3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県に</p>

あつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一・二（略）

三 障害者自立支援法第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援、同条第十六項に規定する就労継続支援又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

四（略）

4（略）

5 国は、特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災

あつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一・二（略）

三 障害者自立支援法第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第六項に規定する生活介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

四（略）

4（略）

5 国は、特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災

により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 (略)

二 障害者自立支援法第七十九条第一項の規定により特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス(同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項に規定する短期入所、同条第十一項に規定する共同生活介護又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

三 (略)

6 (略)

(障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例)

第八十五条 東日本大震災による被害を受けた施設給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が受ける同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費(以下「障害児施設給付費」という。)の支給について同法第二十四条の五の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条及び次条において「都道府県等」という。))において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における

により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 (略)

二 障害者自立支援法第七十九条第一項の規定により特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス(同法第五条第五項に規定する療養介護、同条第七項に規定する児童デイサービス、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。)の事業の用に供する施設

三 (略)

6 (略)

(障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例)

第八十五条 東日本大震災による被害を受けた施設給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が受ける同法第二十四条の二第一項に規定する障害児施設給付費(以下「障害児施設給付費」という。)の支給について同法第二十四条の五の規定が適用される場合(特定被災地方公共団体その他東日本大震災による被害の状況その他の事情を斟酌して厚生労働大臣が定める都道府県、指定都市又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下この条及び次条において「都道府県等」という。))において、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における

災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（第八十七条において「国庫負担特例適用期間」という。）に児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定める額が零であるときに限る。）においては、同法第五十三條の規定により当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用に対して国が負担する額は、同法第二十四条の五の規定の適用がないとしたならば国が負担することとなる額に相当する額とする。

2 (略)

（指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助）

第八十六条 都道府県等は、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（以下「特例対象期間」という。）に当該都道府県等の被災施設給付決定保護者（施設給付決定保護者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより障害児施設給付費の支給について児童福祉法第二十四条の五の規定が適用されたもの（同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定める額が零であるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係る障害児が、児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下この項において「指定知的障害児施設等」という。）に入所し、当該指定知的障害児施設等から同条第一項

災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（第八十七条において「国庫負担特例適用期間」という。）に児童福祉法第二十四条の五の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるときに限る。）においては、同法第五十三條の規定により当該施設給付決定保護者に係る障害児施設給付費の支給に要する費用に対して国が負担する額は、同法第二十四条の五の規定の適用がないとしたならば国が負担することとなる額に相当する額とする。

2 (略)

（指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助）

第八十六条 都道府県等は、平成二十三年三月十一日から平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間（以下「特例対象期間」という。）に当該都道府県等の被災施設給付決定保護者（施設給付決定保護者であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより障害児施設給付費の支給について児童福祉法第二十四条の五の規定が適用されたもの（同条の規定により読み替えられた同法第二十四条の二第二項の当該都道府県等が定めた割合が百分の百であるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）に係る障害児が、児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下この項において「指定知的障害児施設等」という。）に入所し、当該指定知的障害児施設等から

に規定する指定施設支援を受けたときは、当該被災施設給付決定保護者に対し、当該指定施設支援を行う指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災施設給付決定保護者に対し支給する同法第二十四条の七第一項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額（当該特定入所障害児食費等給付費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

2・3 (略)

(介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例)

第八十七条 東日本大震災による被害を受けた支給決定障害者等（障害者自立支援法第五号第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が受ける同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）の支給について同法第三十一条の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体（市町村に限る。）その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村（特別区を含む。）において、国庫負担特例適用期間に同条の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該市町村が定める額が零であるときに限る。）においては、同法第九十四条第一項及び第九十五条第一項の規定により当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の支給に要する費用に対して国及び都道府県が負担する額は、同法第三十一条の規定の適用がないと

同条第一項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該被災施設給付決定保護者に対し、当該指定施設支援を行う指定知的障害児施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、指定知的障害児施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災施設給付決定保護者に対し支給する同法第二十四条の七第一項に規定する特定入所障害児食費等給付費の額（当該特定入所障害児食費等給付費が支給されない場合には、零とする。）を控除した額を支給する。

2・3 (略)

(介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例)

第八十七条 東日本大震災による被害を受けた支給決定障害者等（障害者自立支援法第五号第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が受ける同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（以下「介護給付費等」という。）の支給について同法第三十一条の規定が適用される場合（特定被災地方公共団体（市町村に限る。）その他東日本大震災による被害の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める市町村（特別区を含む。）において、国庫負担特例適用期間に同条の規定が適用される場合であつて、同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該市町村が定めた割合が百分の百であるときに限る。）においては、同法第九十四条第一項及び第九十五条第一項の規定により当該支給決定障害者等に係る介護給付費等の支給に要する費用に対して国及び都道府県が負担する額は、同法第三十一条の規定の適用が

したならば国及び都道府県が負担することとなる額に相当する額とする。

2 (略)

(指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助)

第八十八条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災支給決定障害者等(支給決定障害者等であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付費等の支給について障害者自立支援法第三十一条の規定が適用されたもの(同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該市町村が定める額が零であるものに限る。))のうち、同法第三十四条第一項に規定する特定入所サービスに係る支給決定を受けたものに限る。

以下この項において同じ。)が、同法第五條第十二項に規定する施設入所支援を受けたときは、当該被災支給決定障害者等に対し、当該施設入所支援を行う同法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災支給決定障害者等に対し支給する同項に規定する特定障害者特別給付費の額(当該特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。)及び同法第三十五條第一項に規定する特例特定障害者特別給付費の額(当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。))を控除した額を支給する。

2 (略)

3 障害者自立支援法第八條第一項、第十三條、第十四條並びに第二十九條

ないとしたならば国及び都道府県が負担することとなる額に相当する額とする。

2 (略)

(指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助)

第八十八条 市町村は、特例対象期間に当該市町村の被災支給決定障害者等(支給決定障害者等であつて、東日本大震災による被害を受けたことにより介護給付費等の支給について障害者自立支援法第三十一条の規定が適用されたもの(同条の規定により読み替えられた同法第二十九条第三項の当該市町村が定めた割合が百分の百であるものに限る。))のうち、同法第三十四條第一項に規定する特定入所サービスに係る支給決定を受けたものに限る。以下この項において同じ。)が、同法第五條第十一項に規定する施設入所支援を受けたときは、当該被災支給決定障害者等に対し、当該施設入所支援を行う同法第三十四條第一項に規定する指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、指定障害者支援施設等における食事の提供及び居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額から当該被災支給決定障害者等に対し支給する同項に規定する特定障害者特別給付費の額(当該特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。)及び同法第三十五條第一項に規定する特例特定障害者特別給付費の額(当該特例特定障害者特別給付費が支給されない場合には、零とする。))を控除した額を支給する。

2 (略)

3 障害者自立支援法第八條第一項、第十三條、第十四條並びに第二十九條

第四項から第六項まで及び第八項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則

第二条 障害者自立支援法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者（同法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等であるものを除く。）は、施行の日から同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第八十七条及び第八十八条第一項の規定の適用については、同法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等とみなす。

第五項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則

第二条 障害者自立支援法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者（同法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等であるものを除く。）は、施行の日から同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に限り、第八十七条及び第八十八条第一項の規定の適用については、同法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等とみなす。

○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第七十四条における東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正（平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日施行）（附則第十二条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助） 第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（社会福祉施設等の災害復旧に関する補助） 第四十八条 国は、都道府県が、次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（指定都市及び中核市を除く。）の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第二項の規定により市町村が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項に規定する短期入所、同条第十一項に規定する共同生活介護又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設</p> <p>三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県に</p>

3 国は、都道府県又は指定都市若しくは中核市が、その区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一・二（略）

三 障害者自立支援法第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

四（略）

4（略）

5 国は、特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核

あつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域及び中核市の区域を除く。）内に設置されている次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものを設置した都道府県及び市町村以外の者の当該施設又は事業所の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、政令で定めるところにより、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用（当該都道府県又は指定都市若しくは中核市が六分の五を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する費用を除いた費用）の五分の四を補助する。

一・二（略）

三 障害者自立支援法第七十九条第二項又は第八十三条第四項の規定により都道府県及び市町村以外の者が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項に規定する短期入所、同条第十一項に規定する共同生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援、同条第十六項に規定する就労継続支援又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

四（略）

4（略）

5 国は、特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災

市に対し、その設置する次に掲げる施設又は事業所であつて東日本大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 (略)

二 障害者自立支援法第七十九条第一項の規定により特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十項に規定する共同生活介護又は同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

三 (略)

6 (略)

により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

一 (略)

二 障害者自立支援法第七十九条第一項の規定により特定被災地方公共団体である都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置した障害福祉サービス（同法第五条第六項に規定する療養介護、同条第八項に規定する児童デイサービス、同条第九項に規定する短期入所、同条第十一項に規定する共同生活介護又は同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）の事業の用に供する施設

三 (略)

6 (略)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（印紙税法の一部改正）</p> <p>第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三の文書名の欄中「第十四号並びに第十五号」を「並びに第十四号から第十六号まで」に改める。</p> <p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）</p> <p>第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五条第一項中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。</p> <p>十四 総合特別区域法（平成二十三年法律第一号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。</p> <p>第十七条第二項中「第十五条第一項第十四号及び第十五号」を「第十五条第一項第十五号及び第十六号」に、「同条第一項第十六号」を「同条第一項第十七号」に改める。</p> <p>第十八条第一項第一号中「同項第十一号から第十三号」を「同項第十一号から第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項</p>	<p>附則</p> <p>（印紙税法の一部改正）</p> <p>第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第三の文書名の欄中「第十二号から第十四号」を「第十二号から第十五号」に改める。</p> <p>（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）</p> <p>第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。</p> <p>十三 総合特別区域法（平成二十三年法律第一号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。</p> <p>第十七条第二項中「第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十四号及び第十五号」に、「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十六号」に改める。</p> <p>第十八条第一項第一号中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第二号中「同項第十五</p>

第二号中「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に、「同項第十七号」を「同項第十六号」に改める。

第二十二條第一項中「第十五号」を「第十六号」に改める。
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十三号」を「第十四号」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十五号」を「第十六号」に改める。

号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に改める。

第二十二條第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十四号」を「第十五号」に改める。